

# 中期目標・中期計画(素案)

長 崎 大 学

平成15年9月29日

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>長崎大学はこれまで、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」との理念に基づき高度の教育・研究活動を展開してきた。新世紀初頭の国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを宣言する。</p> <p>この理念の達成に向けた基本目標として、以下の5項目の最重要事項を掲げる。</p> <p>(1)長崎大学は教育，研究の両面で世界のトップレベルを目指して，戦略的な教育研究企画を推進し，教育・研究の更なる高度化，個性化を図る。</p> <p>(2)「学生顧客主義」の標語の下，教養教育，学部専門教育，大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに，入学者選抜，課外活動，就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。</p> <p>(3)大学で創造する知的財産の適正な管理を行い，知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携，産学官連携，国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。</p> <p>(4)不断に外部評価も含めた点検・評価を行い，それを教育・研究の改善実施に直結できる体制を整備し，かつ，その情報公開に努める。</p> <p>(5)教育研究組織，事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化，効率化を図る。また，柔軟な管理運営，人事，財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。</p>	

<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日～平成22年3月31日</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び附置研究所を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 教育に関する目標</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1)教育の成果に関する目標</p>	<p>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置</p>
<p>大学の理念を教育面から実現するための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院教育を重点的に充実し、本学における教育の高度化を実現する。そのことにより世界に貢献する「知」を創生しうる研究者を育成する。</li> <li>・同時に全学教育(教養教育)、学部専門教育の充実を図り、3者のバランスのとれた教育体制を確立・維持する。即ち、全学教育、学部専門教育においても最高水準の教育を学生に提供しうる体制を構築する。</li> <li>・すべての教育課程を通して社会に学ぶ実践教育を重視し、課題探求解決能力を有する職業人養成のシステムを確立する。</li> <li>・本学の歴史、地域特異性、理念に基づく特色ある教育科目を創り出す。</li> <li>・4年ないし6年の一貫した大学教育を提供するため、全学教育、学部専門教育及び大学院教育のそれぞれの教育目標を明確にする。</li> </ul> <p>学士課程における目標</p> <p>全学教育においては、幅広い視野と豊かな教養に裏打ちされた人間性を身に付け、問題意識を持って、総合的見地から問題の探求と解決に取り組む力を培うとともに、専門教育の前段としての基礎的素養を涵養する。</p> <p>学部専門教育においては、専門基礎教育の強化に努め、専門領域における見識を備え、専門的見地から問題の探求と解決に力を発揮し、未知の領域においても応用力をもって創造的活動に従事し、地域や国際社会に貢献できる人材を養成するとともに大学院での学術研究にも対応できる課題探求解決能力の涵養を</p>	<p>教養教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を多角的に理解することにより、基礎的かつ広範な教養を養う。</li> <li>・自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習・研究態度を身につけさせる。</li> <li>・特定のテーマについて多面的な見方を学習することにより、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。</li> <li>・情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集、分析、判断、創作及び発信できるように、情報機器や情報通信ネットワークの機能に関わる情報リテラシー、情報モラル等を修得させる。</li> <li>・平和学、長崎学に関するカリキュラムを更に充実させる。</li> <li>・国際化が進む世界で、異文化を理解しつつ世界の人々との確に意思の疎通を図るため、英語能力のみならず、複数の外国語を修得し、外国語能力の向上を目指す。</li> <li>・生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、健康に関する科学的な基礎知識を学習し、食や生活環境、身体運動、心身の休養などの生活習慣を常によりよく改善し、実践していく能力を身につけさせる。</li> <li>・外国人留学生が大学で学習・研究するに必要な日本語能力を養い、併せて日本社会に関する基礎的知識を修得させる。</li> </ul> <p>学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応え、さらに高度な情報処理能力を修得させる。</li> <li>・大学院再編に連動して、単位互換などのカリキュラムの学部間相互乗り入れを実現し、学部教育の学際化を図る。</li> <li>・平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の機能と役割を明確にし、その機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。</li> </ul>

目指す。

#### 大学院課程における目標

現代の複雑化した国内的・国際的問題や地域の諸課題に積極的に取り組み、それらを解決しうる実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人並びに論理的に研究し解決しうる創造的能力を備えた研究者を養成する。とりわけ博士課程においては、世界的に評価の高い研究者の養成を目指す。

・卒業後の進路等を指標とする達成指標等を設けるとともに、それらを含む教育の成果・効果等を検証し、その結果を教育課程に反映する等して大学教育の充実に資する。

#### 大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

・従来の研究科を再編し、生命科学(医歯薬学総合研究科として再編済み)、自然、人文、社会科学の各領域で、大学院教育内容の高度化、学際化、国際化を強力に推進する。  
・テーマに基づくリサーチ(実習)を重視し、世界レベルの成果の達成に向けた指導体制を整備する。それにより大学院生による多くの国際学会発表や国際一流雑誌への論文掲載を実現する。

#### 学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標

・学生の希望する職種に進むことができるよう、キャリア教育やインターンシップなどを通して就職指導の充実を図るとともに産業界との連携に努める。  
・卒業後の海外経験を選択できるシステム(大学間学术交流協定や留学支援システムなど)の構築を検討する。  
・進路指導の充実に努めるとともに大学院進学率の向上を図る。  
・医師・歯科医師・薬剤師・看護師、理学及び作業療法士など国家試験の合格が必要な職種については、数値目標を設け、その目標を達成するよう指導の充実に努める。  
・国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加を図る。

#### 大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標

・高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう教育・指導体制を充実する。  
・大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率を向上させる。  
・外部資金や学長裁量経費による複数の大型研究プロジェクトを立ち上げ、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。  
・大学間学术交流協定の積極的推進や留学支援システムの確立を通して、大学院修了生の海外留学を積極的に進める。

#### 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

・単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況など、様々な達成指標を用いて教育成果が達成されているかどうか検証を行う。  
・教育成果の検証や学生の授業評価の結果を活用し教育指導の改善に努めるとともに、就職や大学院進学など卒業後の進路状況を把握し、就職・進路指導の改善を図る。

#### (2)教育内容等に関する目標

##### アドミッション・ポリシーに関する基本方針

・本学の理念を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに入試情報を含め積極的に公表する。

#### (2)教育内容に関する目標を達成するための措置

##### アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

・本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを公表・周知する。  
・平成14年度に発足したアドミッションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立する。

・適正な入学定員の検討を行うとともに様々な能力、資質、適性等を多角的に評価するための入試の多様化を含む適切な選抜方法の改善に努める。  
・社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるための環境の整備等に努める。

#### ( 学士課程 )

・各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知するとともに、それに基づき適正な入学定員を検討し、選抜方式( A O 入試, 推薦入試, 学士編入学など), 入学者選抜方法の不断の改善を図る。  
・多様化する高等学校教育及び変容する高校生に関する情報収集・研究を行い、それに対応する適切な対策を立案する。  
平成15年度より導入された高等学校学習指導要領に対する適切な対応を検討する。  
オープンキャンパス, 出前講座, 高校生のための公開講座, ガイダンスセミナー, 進学説明会等による高大連携をさらに強化する。そのための教員組織体制を整備する。  
・ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を行い、その運用方法を確立する。  
・長期にわたって入学学生の修学状況と卒業後の進路状況, 社会における貢献度について追跡調査を行い、これにより適正な入学者選抜方法の評価を行う。そのためのデータベースを新たに設計し、これを構築する。

#### ( 大学院課程 )

・各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。  
・各研究科における定員を不断に見直し, 加えて, 将来構想に基づき課程( コース)を増設し, 大学院定員の増加を図る。  
・入学者の選抜においては, 研究遂行能力を重視し, 語学力, 基礎学力のほか多様な方法を用いて総合的に評価する。  
・研究科( 博士課程)で秋季入学制度の導入を進める。

#### ( 学士課程・大学院課程共通 )

・アドミッション・ポリシー及び入試方法を学内外により周知させるため, 広報体制の整備を進める。  
入学者選抜のための適切な手法を教員に周知させるため, ファカルティ・ディベロップメント( F D )を最大限に活用する。  
ホームページを活用し, 入試情報の周知に努めるとともに, インターネットの双方向性を活用し, 受験生, 高校教諭, 保護者等からの要望の汲み上げ体制を強化する。  
I T による効率的かつ広域的情報処理手法を活用する。  
・産学連携を強化し, 関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れる。  
・外国人留学生の入学を促進するための適切な措置を講じ, 入学者数の増加を図る。  
外国人留学生への国や企業, 関連機関からの奨学金を積極的に導入する。  
外国人留学生のための福利厚生施設や生活支援体制をより一層充実させる。  
英語による講義・セミナーの増加を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

## 教育課程に関する基本方針

### ( 学士課程 )

#### 【全学教育】

・4年ないし6年一貫の大学教育を可能にするため、全学の教員が参画する全学協力方式を維持し、全学教育と各学部の専門教育及び高等学校教育と全学教育との有機的な連携を図り、全学教育の目標を達成可能なカリキュラム構成とする。

#### 【専門教育】

・学部間や他大学との単位互換を図りつつ、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムを編成する。また、様々な分野での社会的要請に応えるようにカリキュラムを充実することによって有能な専門職業人を養成する。さらに専門性を育成するため、必要に応じて、大学院と連携した教育も行う。

### ( 大学院課程 )

・各分野の高度専門職業人及び研究者、教育者の養成を可能にするために、各研究科や専攻等の内容の高度化・先端化・学際化及び国際化に対応できるカリキュラムを体系的に編成する。

## 教育方法に関する基本方針

### ( 学士課程 )

・個々の授業科目や各専門分野の特性に応じた、多様な形態の授業科目の提供をさらに推進し、少人数教育の促進、教育補助(ティーチング・アシスタント: TA)の活用や社会の現場における体験教育、また単位制を実質化するため、履修登録単位数の上限設定の制度や自主学習(予習・復習)の促進、資格取得、学習相談・助言体制、他大学等との単位互換等に配慮する。また、学生の学習意欲の向上を目指すとともに、学生による授業評価の分析結果を生かし、学習指導方法を確立する。

### ( 学士課程 )

・全学教育においては、高等学校での教育と学部教育との関係を視野に入れたカリキュラム編成とし、随時カリキュラムの点検・見直しを行う。その編成に当たっては、自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等を実現しうる科目を配置する。

・専門教育においては、各学部の教育目標に応じて、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を行うことを基本とし、必要に応じてカリキュラム編成の点検・見直しを行う。カリキュラムの編成に際しては、さらに次の4つの事項に留意する。

インターンシップ制度や体験学習、社会(企業、地域社会、コミュニティ)と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の教育の充実

教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実

資格認定・取得への対応

学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度の整備

・平成15年特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる初年次教育と工学力養成カリキュラムを構築する。

### ( 大学院課程 )

・各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容や科目バランスを検討し、改善策を図る。

・博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラムの編成を検討する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

### ( 学士課程 )

・授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、授業科目での予習・復習を適切に指示することによって、教室外での自主学習の促進に十分配慮する。

・大教室での多人数の講義をできるだけ少なくし、少人数のクラスを適宜配置するとともに、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進するなどして、自己表現能力の涵養を図る。

・シラバスの記載内容や記載形式について引き続き検討を重ね、シラバスをより充実するとともに、その活用方法に工夫改善を行う。

・シラバスの電子化など各種学務情報を学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。

・学年担任制、クラス担任制、少人数担任制、チューター制、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。

・留学生や社会人学生等の多様な学生に対して、チューター制度等を活用して個別の対応による

( 大学院課程 )

・各分野における専門性を一層向上させるために、授業形態、研究指導・支援体制等の改善に努め、きめ細かな教育・研究指導を行う。

成績評価に関する基本方針

( 学士課程 )

・授業科目の特性に応じた成績評価基準を明確にするとともに、学習到達度の総合的な評価を行う。

( 大学院課程 )

・成績評価基準を明確にするとともに、修士・博士の学位審査制度の改善を行い、学位授与申請手続きの円滑化と学位授与率の向上を図る。

( 3 ) 教育の実施体制等に関する目標

きめ細かな支援を行う。

・大学院生による T A を大学院教育の一環として位置づけるための検討を行い、その充実を図る。  
・学生の理解度を高めるために、教材の開発や講義方法の工夫を行い、電子情報メディア機能の活用、eラーニングを推進する。

( 大学院課程 )

・複数の指導教員による研究指導、少人数授業の導入により、教育の深化を図る。  
・大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。  
・各分野の最先端の研究者等による特別講義等を実施する。  
・カリキュラム編成の目的に見合ったシラバスの内容の検討と改善を行い、その充実を図るとともに、シラバスの電子化など各種学務情報をどこからでも学生が閲覧できる環境を構築する。  
・情報機器、ビデオ、教材提示装置などの視聴覚設備を活用した授業科目を適宜配置するとともに、学生の自主学習のためのインターネット利用環境を整備し、eラーニングを推進する。  
・学生による授業評価等も参考として、F D を実施し、コースワークの体系化と教育方法の改善に努める。  
・留学生に対しては、留学生センターとの連携も考慮しつつ、留学生それぞれの状況に応じた対応が可能なように、支援体制を整える。  
・社会人学生のために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を図ることによって、履修や研究指導の便宜性を高める。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策など

( 学士課程 )

・授業形態に応じた成績評価基準を明確にすることによって、一貫性のある成績評価を実施する。  
・G P A や医・歯学部における統一共用試験等を導入して、学習到達度の基準を設定し、また卒業判定方法について改善を行う。  
・卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。

( 大学院課程 )

・一貫した明確な成績評価基準を検討し、適切な成績評価が行えるように改善する。  
・学位授与基準の点検、複数の指導教員制度の導入、審査員の選定方法等の検討を通じて、学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。  
・教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。  
・修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を行う。

( 3 ) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### 教職員の配置に関する基本方針

- ・教育の充実と活性化を図る視点から教員を部局等に適切に配置するとともに、教育支援を充実するために技術職員，T A など支援職員の配置の適正化を図る。

### 教育環境の整備に関する基本方針

- ・教育環境の改善に努めるとともに，図書館，学生自習室等自主学习を支援する施設・設備の整備に努め，全学的な観点から施設の効果的・効率的な利用を推進するとともに，情報ネットワークの拡充・整備を行い，教育の改善に役立てる。
- ・図書館に関しては，学習・教育・研究の基盤施設として，電子図書館機能及び地域の文化遺産に関するデータベースの整備・充実を図りながら，学術情報を収集・整理・保管するとともに，利用者のニーズに的確に対応できる体制を整える。

### 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標

- ・教育の質を向上させるために自己点検・評価システムを構築し，多様な外部教育評価にも柔軟かつ適切に対応する。
- ・各種成果指標から明らかにされた教育に関する改善点について全学及び各部局でF Dを開催し，その成果を実際の教育に反映させるシステムを完成させ，運営する。

### 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・部局間の連携による全学横断的な教育実施体制等を検討する。部局等においては，教育活動に重点を置いた教員を適宜配置する。
- ・技術職員等の支援内容と配置を検討・調整するシステムを構築する。
- ・T Aの配置科目や教育補助の内容，またT A採用数を検討・調整するシステムを構築する。

### 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室の稼働率，狭隘度，設備機器等の現状を調査・点検し，講義室の整備計画，利用計画の方策を策定する。
- ・大学全体の視野に立った施設運営を推進するシステムを確立し，講義室の効率的，弾力的な利用を促進する。
- ・大学院生や留学生の増加に伴い，大学院生等の研究室，実験室，演習室等及び視聴覚機器等の施設・設備を拡充・整備し，教育研究環境の充実を図る。
- ・学習図書館機能の充実を図るため，シラバスに記載された参考図書の収集，閲覧座席の増設・更新，検索端末の増設等の整備を行う。
- ・利用者のニーズに応じた図書館の開館時間の見直しを行う。
- ・全学的運用により共用する教育研究スペース(オープンラボ)を確保し，また部局等が使用する施設についても，教育研究活動の効率化を図るために，部局内で流動的に共用するスペースを確保する。
- ・各部局等における情報ネットワーク利用のための機器を整備・更新し，I T化に対応した学生の自学自習システムを開発する。
- ・図書館ガイダンスを充実させる。
- ・図書資料，学内貴重資料，学内学術刊行物等の電子情報化を推進する。

### 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。
  - 学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法を開発する。
  - 全学教育，専門教育，大学院教育の全ての授業科目について学生による授業評価を実施する。
  - 卒業生による教育に関する事後評価，企業等による大学教育に対する評価の導入を検討する。
  - 技術系におけるJ A B E E 審査など外部評価に積極的に対応する。
- ・評価結果を適切にフィードバックするシステムを確立し教育改善へ直結させる。
  - 評価結果を教員個人，講座等，部局へ適切に還元する。
  - 評価結果をホームページ等により適切に学内外へ公表する。
  - 評価結果の分析に基づき，教育改善のための適切な措置をとる。
- ・教員の教育業績の評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備
  - 教員の個人評価システムの中で，教育活動に関する点検・評価を実施し，特に高い評価を受けた教員には，一層の向上を促すための適切な措置をとる。
- ・大学教育機能開発センター評価・F D部門の機能と役割を明確化し，その機能を教育改善に有効に

活用する。

教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究

学生による授業評価業務の実施

評価データの管理と全学的な視点からの分析

教材，学習指導法等に関する研究開発及びF Dに関する具体的方策

・全学向けに以下の項目に重点を置いたF Dプログラムを開発し，毎年効果的に全学F Dを実施する。

高等学校と大学(低年次)カリキュラムの導入的接続

全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続

全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成

全学教育に関する効果的な教材開発法

全学教育カリキュラムに沿った授業管理法

・専門教育に関する各学部独自のF Dを毎年開催し，教育の改善を不断に図る。

・オンラインによるF Dのシステムを構築し，講演形式・ワークショップ形式などの既存の実施方法と併せた総合的なF D実施体制整備を行う。

・F Dプログラムとその成果を評価し，評価結果はホームページ等を通じて学内外に公表する。

・大学教育機能開発センター評価・F D部門の機能と役割を明確化し，その機能を教育改善に有効に活用する。

全学教育F Dプログラムの研究開発と実施を主に担う。

部局の要請に応じて各部局F Dプログラム開発の支援を行う。

・情報化時代に対応した，マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツを開発し，効果的な学習指導法の確立に努める。

全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

・補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう，関連大学・学部と協力して教材や授業方法の開発を行う。

・全学教育の実施に関しては，大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ，全学協力体制で実施する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

・学部・研究科間で共通する授業科目等については共同講義の実施を推進する。

・特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し，地域での教育実践に強い教員養成を支援する。

・学生の自主的，創造的な活動を支援する創造工学センターの機能を強化，発展させ，工学力(ものづくりを支える総合的な力)教育の拠点形成を目指す。

( 4 ) 学生への支援に関する目標

学生への学習支援に関する基本方針

・学習相談・助言体制を見直し、学生の修学指導の充実を図るとともに、ITを活用した新しい学習体制を整備し、学生の学習意欲の向上と自主的学習態度の涵養に努める。

学生への生活支援に関する基本方針

・学生相談体制の整備を図り、心身の健康保持・増進の支援をはじめ経済支援に努める。また、学内外における学生の自主的活動への支援体制を強化する。就職指導と就職活動支援の体制を整備・充実して大学における成果が卒業後に十分発揮出来るよう支援する。

社会人・留学生等については、生活支援等において特別の配慮を行うよう努める。

( 4 ) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言体制等に関する具体的方策

・学年担任制、クラス担任制、少人数担任制、チューター制など学部に適した体制を整備するとともに、TAを配置して指導を充実させる。  
・オフィスアワーの実施を推進する。  
・「学生何でも相談室」と、学部等の相談員との連携を密にして相談機能の向上を図る。  
・単位取得状況の把握による指導体制を確立する。  
・IT活用のための情報インフラ(自習室、講義室のネットワーク環境等)を計画的に整備する。  
・IT支援による新しい学習体制(教育用サーバを利用した計算機支援授業、衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など)の整備を行い、多様な学習形態の構築に努める。

生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

・学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持  
「学生何でも相談室」にインターカー(相談窓口)を配置し、学生が相談しやすい環境を整備するとともに、専門のカウンセラーを適切に配置する。  
各部署における学生支援担当者として、保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者、学生センター担当者との連携を十分に果たして相談機能の充実を図る。  
各学部は、休・退学、留年、不登校の実態の定期的な調査と対応の体制を整備する。  
学生委員会を中心に、学生生活相談、メンタルヘルスの在り方について不断の検討を行う。  
・身体・健康保持・増進等の支援  
保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ、日常の健康相談及び健康教育を充実させる。  
食堂を整備し、ゆとりを持って食事ができる環境と健康に留意したメニューの充実を図る。  
一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場の整備に努める。  
・就職支援  
企業での就労体験を持つキャリアアドバイザーを配置する等就職情報室の充実を図る。  
全学及び学部の就職担当教職員が連携して全学的就職指導体制を充実・強化する。  
外部(企業等)から講師を招きキャリア教育を授業として実施する。  
各学部においてキャリア教育やインターンシップを単位化し、一層の推進と充実を図る。  
全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会などを企画、実施する。  
・学生の自主的活動の支援  
競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰制度や報奨制度を実施する。  
学生会館や課外活動施設の整備・充実を図る。  
・経済的支援

	<p>学費免除制度を活用するとともに、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。 大学院生に対しては、T A、R A制度によるほか、内部・外部資金の弾力的活用による特別研究協力員の枠の拡大を図る。</p> <p>社会人及び留学生等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人に対する配慮 教育環境に配慮した施設設備を整備(保育施設、夜間照明、駐車場など)する。 学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を整備する。 利用者のニーズに応じた図書館の開館時間の見直しを行う。</li> <li>・留学生に対する配慮 チューター制度を整備・発展させる。 留学生交流のためのスペースを整備・充実させる。 国際交流会館の拡充、企業の社員寮等の借り受けなど、留学生用宿舎の確保に努める。 留学生のための大学独自の奨学金制度や、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。</li> <li>・障害者に対する配慮 施設のバリアフリー化を一層進める。</li> </ul>
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
<p>大学の理念を研究面から実現するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の理念を研究面から実現するため、大学院に重点をおいた研究の一層の高度化を推進し、国際水準の研究成果を生み出すことを目標とする。研究の推進に当たっては、アジアを中心とする諸外国との連携・協力の下、長崎大学として特色のある学問分野を育てるとともに、地域の諸問題を研究課題として積極的に取り上げることが基本とし、そのための資源の重点配分を行う。</li> </ul> <p>成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果は、大学院教育に積極的に反映させ、高度な専門性を備えた人材養成に生かすとともに、地域社会の発展のために活用する。</li> </ul> <p>研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の水準・成果については、それぞれの学問分野毎に国際基準や社会的評価等を用いて検証する。</li> </ul>	<p>目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。</li> <li>・地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ、それらの研究活動を通して、当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。</li> <li>・重点的に育てようとする研究分野を選定し、その研究課題に対して研究費、研究スペース及び人的資源面で積極的に支援する。</li> <li>・本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。</li> </ul> <p>大学として重点的に取り組む領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀COEプログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。</li> <li>・東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。</li> <li>・東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。</li> <li>・分子認識科学など最先端分野における国際連携研究。</li> <li>・少子化、高齢化、地域災害、医療、福祉、健康管理など、現代の諸問題に加えて離島や山間部の多い長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。</li> <li>・産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。</li> </ul>

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・既存の産学官交流をさらに推進するために、大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、それによる共同研究等を通して地域社会との連携を図る。
- ・研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため、各種情報のデータベース化を図り、その学内支援体制を構築する。
- ・達成された研究成果については、新たな産業の創出に寄与するため、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織(知的財産本部)・技術移転機関(TLO)の連携のもとに技術移転を行う。
- ・学内研究施設・研究室の学外開放を推進する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・本学における研究分野や研究活動の多様性に基づき、研究水準の設置対象を人文、社会、自然、生命科学系に区分し、それぞれの分野でのCOE研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制を整備する。
- ・生命科学系では、中期目標期間中にSCI及びSSCI登録雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点の増加を目指す。
- ・人文、社会、自然科学系では、中期目標期間中にレフリー付きの学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数の中期目標期間中に増加を目指す。
- ・研究内容と成果を公開することによって社会への説明責任を果たすとともに、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける。
- ・各部局においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況を評価する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ・研究科内、研究科間の学内共同研究、関連研究分野間の国内、国際共同研究、海外研究拠点形成を視野に入れた研究、地域的要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、多様な研究活動を柔軟に推進できる弾力的研究実施体制を整備する。これらの研究を大学全体として支援するため、研究者及び研究支援者等の配置、研究費等の配分、研究設備・スペースの整備等に当たっては、重点的に資源を配分する。重点研究課題に関しては、一定期間毎に、適正な評価を行う。その他基礎的研究、萌芽的研究等すぐに成果が現れることが困難な研究の推進を図る。
- ・課題研究等によって得られた研究成果は、その適正な管理に努めるとともに、そのための環境整備に努める。
- ・積極的な産・学・官の連携を通して新研究領域への進出と開拓

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムを検討する。
- ・国際共同研究のための海外からの専門家の招聘事業を推進する。
- ・重点研究プロジェクトのポスドク採用を推進するため、その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制を整備する。
- ・研究方針に沿った流動研究員、客員研究員の受入れ体制を検討、整備する。
- ・リサーチ・アシスタント(RA)を重要な研究支援者として、さらに有効に活用できるような体制を検討する。
- ・技術職員及び教務職員の適切な配置のための見直しを行い、技術的レベルの向上と研究面における活性化を図る。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

を進め、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織を構築し機能させる。

・研究活動及びその成果については、適正な評価を行うとともに、その評価結果を研究支援の在り方等に反映させる。

・研究企画推進会議(仮称)を設置して、長崎大学で育てるべき重点研究課題を選定し、資金枠を確保し、重点的資金配分を行う体制を整備する。  
・重点配分対象となった研究課題に関しては、一定期間毎に、研究成果の報告を義務づけ、ホームページ等で公表する体制も整備する。

#### 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

・研究目的に沿った研究スペース及びオープンラボの創出と研究室配置を行い、研究施設・設備の充実と効率的利用を図る。  
・重点研究プロジェクト研究が効率的に行えるよう、オープンラボ並びに共通実験施設を有効活用する実験スペースの流動的運用体制を確立する。その他外部資金を獲得した研究者への適正な研究スペースの配分も、公正な配分基準のもとに実施する。  
・外部資金による大型研究費を活用して共同研究設備を優先的に整備する。  
・学内共同教育研究施設等の機能的統合を図り、施設整備、研究設備の充実を推進するとともに、施設及び設備の維持管理と定期的更新方法を策定・実施する。  
・各共同利用施設に設置される実験機器の共同利用の推進を図るために各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。  
・各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。  
・電子ジャーナル及び各種データベースを計画的に整備する。

#### 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

・積極的な産・学・官の連携を通して新研究領域の開拓と進出を目指し、知的財産本部を構築し機能させる。  
・産学官連携の促進と条件整備、プロジェクトの選定と見直し、及び知的財産の保護と成果の移転、有効利用を促進する委員会を組織する。  
・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを新設する。  
・知的財産本部と連携したTLOを構築する。  
・特許技術移転の増加を図る。

#### 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

・重点研究課題に関して、適正な評価方法を検討し、一定期間毎に、その基準に基づいた評価を実施し、その結果を公表するとともに、課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う。  
・中期目標期間終了時までには、評価結果に基づく研究目標の見直しと、目標及び研究水準の次期中期目標期間に向けての策定を行い、その内容を明確にして公表する。  
・その他の研究については、教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施する。

#### 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設，及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻と熱帯医学研究所の共同研究体制(いずれも21世紀COEに採択済み)を中心として，国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。</li> <li>・熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。</li> <li>・学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し，他機関との共同研究体制，産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。</li> <li>・生命科学研究支援拠点として，先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制の整備を推進する。</li> <li>・海洋資源教育研究センターを中心に，東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。</li> <li>・学内共同教育研究施設等としての機能をさらに活性化し，学際的，国際的な研究を一層推進する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に採択されている21世紀COEプログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については，海外研究拠点の構築を推進する。</li> <li>・とくに熱帯医学研究所は海外研究拠点との共同研究推進により「熱帯感染症研究教育機関として世界のトップ5」を目指す。</li> </ul>
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置
(1)社会との連携，国際交流等に関する目標	(1)社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置
<p style="text-align: center;">社会との連携に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・研究活動から生まれた成果を公開講座等を通じて積極的に地域社会に還元し，その文化的発展に資する。</li> <li>・大学が有する物的・人的資産を活用し，初等中等教育の充実に資するとともに，他の公私立大学と連携を取りつつ地域社会における知的活動の中核的役割を果たす。</li> </ul> <p style="text-align: center;">産学官連携の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界・地方行政機関等とのコミュニケーションを一層深め，大学が有する研究成果を社会に還元するとともに，社会からの様々な要求を研究課題として掘り起こし，新たな研究領域を開拓する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">国際交流の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の大学との学術交流協定締結を推進し，研究者等の交流等を促進するとともにその環境の整備に努める。</li> <li>・アジアに近いという地理的特性を生かし，特にアジアを中心</li> </ul>	<p style="text-align: center;">地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための方策や，近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務などを積極的に実施する。</li> <li>・社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図る。</li> <li>・大学における知的活動を広く市民に公開するために，公開講座，サテライト教室，オープンキャンパスを実施するとともに，施設開放などを進める。</li> <li>・小・中・高校を対象とした離島教育(遠隔授業)，大学教員の訪問授業の実施及び附属教育実践総合センターに教育相談室を開設するなど離島教育の推進を図る。</li> <li>・小・中・高校の現職教員に対する再教育，研究会の開催，科目等履修生制度，各種研修，セミナーを積極的に推進する。</li> <li>・教育訪問や教育支援，各種研修会・研究会の企画実施，各教育施設の開放や高大連携事業などの拡充を推進する。</li> <li>・地方自治体との協力体制を強化しながら，大学の人的，知的資産を電子情報として公開する。</li> <li>・社会の要望に応じて国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。</li> <li>・本学の有する幕末・明治期の古写真など学術資料の一層の充実と活用を通して，特色ある地域文化</li> </ul>

とした地域との留学生交流や共同研究等を通じて教育研究の連携・協力を進める。

・教育研究活動を通じた国際貢献に努める。

の継承と振興に積極的に参画し、「長崎学」等の育成を図る。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大する。
- ・研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制を構築する。
- ・地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化を図る。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を積極的に公開するとともに、その推進体制(知的財産本部・TLO等)の整備を進める。
- ・産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設立し、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する大学発ベンチャーを立ち上げる。
- ・自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を積極的に行う。
- ・産学官連携の研究会を支援する。
- ・共同研究成果の所有権等に関しては、モラルハザードを回避し、問題解決のための知的財産ポリシーを策定する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き強化するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定締結を進める。特に、本学の立地条件を生かし、例えば海洋・水産研究では中国・韓国、東南アジア諸国を中心とした学術交流協定を増やす。
- ・学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や大学院生の海外派遣・海外留学を支援するための制度を確立する。
- ・教員の派遣に当たっては、共同研究や研究テーマの開発に一定期間専心できる体制を整備するとともに当該部局機能に支障の出ないような制度を確立する。
- ・外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、奨学金に当てられる外部資金の確保、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備、国際交流会館等の設備の充実を図る。
- ・外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・WHO、JICA等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター(精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病)を維持するとともに、国際機関による共同研究参画の件数を増やす。
- ・開発途上国に留まらず、共通の研究テーマを抱えた世界各国との協力事業に参画し推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく者治療の先端的研究と治療を通して、放射線被ばく者への医療支援を推進する。</li> <li>・熱帯医学や環境問題研究などを推進するために、熱帯病の流行する現場、共通の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点を設置する。</li> <li>・附属図書館所蔵「幕末・明治期古写真コレクション」の情報公開による、海外の日本研究の支援。</li> </ul>
<p>( 2 ) 附属病院に関する目標</p>	<p>( 2 ) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p>
<p>・地域の中核病院として、最高水準の医療と研究開発を推進し、人間性を重視した患者本位の医療を提供するとともに、経営の効率化を図る。また、倫理性と科学性に基づいた医学教育を実践し、人間性豊かな優れた医療人を育成する。さらに、離島医療及び地域医療の充実に貢献するとともに、医療の国際協力を推進する。</p>	<p>医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来部門で既に実施している臓器別・病態別診療体制を病棟に導入させて、患者本位の診療体制を構築する。</li> <li>・県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制を構築するとともに、診断・治療・臓器移植に対応できる遺伝カウンセリング部門の充実に図る。</li> <li>・クリティカル・パス(診療計画工程表)を充実させて、医療の質を高める。</li> <li>・周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。</li> <li>・病院にオープンシステム(開放型病床)を設置し、地域の医師との連携を図る。</li> <li>・安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体制を構築する。</li> </ul> <p>・I S O(国際標準化機構)9 0 0 1の基準認証を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療内容、診療実績等の情報をホームページに掲載する等、広報活動を充実させる。</li> <li>・新しい診療体制及び最高水準の医療を実現させるため、病棟等の施設及び設備の整備充実に図る。</li> <li>・病院長のリーダーシップを強化する。このため、病院長をサポートする病院長補佐及び戦略的企画部門を設置して、経営管理にあたる。</li> <li>・診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。</li> <li>・医療材料・消耗材料の管理を外部委託化するS P D(包括的物流管理システム)方式を導入し、在庫量の削減を図る。</li> </ul> <p>良質な医療人養成の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、C B T(全国の学生対象のコンピュータ活用試験)・O S C E(客観的臨床技能評価法)に対応した卒前臨床教育体制を推進する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。</li> <li>・医学・歯学生共通に救命処置を含むプライマリケア(基本的診療能力)を重視した教育を充実させる。</li> <li>・医科の卒後臨床研修の必修化に伴い、臨床教育研修センターを設置して、臨床教育関連病院群の強化を図る。歯科については、平成18年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応する。</li> </ul> <p>研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策</p>

- ・各診療科が取り組む高度先端医療を評価委員会で審査し、実施可能な医療を導入する。
- ・医歯薬学総合研究科と連携し、トランスレーショナルリサーチ(臨床応用可能な基礎医学研究)を育成する。
- ・国際的な共同研究を推進する。
- ・治験コーディネーター部門の強化を図る。この目的にあわせて、地域ネットワーク体制を構築し、治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させる。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・病院所属の教員に任期制を適用し、診療体制の活性化を図る。
- ・医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化(診療支援部)を図る。
- ・人事考課を能力・業績中心とし、人事管理に客観性と透明性を付与する。
- ・病院長の下に一定の人員を確保するプールバンク制度を導入し、機動的な職員配置を行う。

離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・離島医療支援の充実を図る。また、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施するとともに、予防医療の取組を進める。

医療の国際協力を推進するための方策

- ・国際ヒバクシャ医療センターにおいて、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、被ばく事故の際には、緊急被ばく医療機関として参画する。
- ・国際感染症センターを設置し、国際的に感染症の診断・治療及び研究を行う。

(3) 附属学校に関する目標

- ・附属4学校園は、幼児、児童、生徒が、基礎・基本を徹底し、確かな学力を形成するとともに、豊かな人間性を身につけ、心身ともに健やかに育つよう指導し、支援する。
- ・教員養成学部附属する学校園として、学部学生や研究科学生が教育実践力を身につけるための教育実習を効果的に実施する。
- ・教育実践研究を、学部及び教育学研究科と連携、協力して推進する。
- ・現職教員の研修を県や市町村の教育委員会と共同して実施し、学校における教育力の向上に資する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
- ・現行の学部と附属学校園との協議の場である附属学校連絡協議会のあり方を見直し、その機能の強化を図る。
- ・附属教育実践総合センターとの連携・協力を深め、教育実践に関する共同研究をさらに充実するとともに、教育実習などの教員養成に関わる機能の充実を図る。
- ・学部教員と附属学校園教員との共同研究に関わる交流をさらに深め、カリキュラムの編成、学習指導法の改善、教材開発に努める。
- 学校運営の改善に関する具体的方策
- ・現行の学校評議員制度や学校公開制度をさらに積極的に活用して地域社会の意見や要望を学校運営に生かす努力をする。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・今後の入学者(入園者)選考のあり方について、4附属学校園と学部で協議する。

	<p>公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属学校園教員の資質や能力の向上を目指し，教職員の研修のあり方について，大学，学部及び県教育委員会と協議し，見直しを図る。</li> </ul>
業務運営の改善及び効率化に関する目標	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 運営体制の改善に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長のリーダーシップの下で，機動的な大学運営を遂行できる運営体制を構築する。</li> <li>・高度で个性的な教育研究を発展させるために，弾力的かつ柔軟な人材の配置と，資源の重点配分を推進する。</li> </ul>	<p>全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長を中心に役員会，経営協議会，教育研究評議会が連携して，教育研究，産学官連携，地域連携，国際連携における重点的施策を明確化し，その実現のための経営戦略の立案を図る。</li> </ul> <p>運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内コンセンサスの確保に留意しつつ，学長を中心に，役員会，経営協議会，教育研究評議会の明確な役割分担と機能的な運営を図る。</li> <li>・学長のリーダーシップ発揮のための経営・財政基盤を確立する。</li> <li>・役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。</li> <li>・機能的な大学運営を図るために経営協議会と教育研究評議会との合同委員会を設置する。</li> </ul> <p>学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副学部長の設置を含めた学部長等補佐体制の充実を図るとともに，教授会における審議事項の精選を進める。</li> </ul> <p>教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員と事務職員等の役割分担を明確にする一方，教員と事務職員等が共同で大学・学部運営の企画・立案等に参画し得るようにシステム作りを進める。</li> </ul> <p>全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために，重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。</li> <li>・学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。</li> </ul> <p>学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会，経営協議会，監事に起用する学外者については，産業界，行政，学界，地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。</li> <li>・大学全体や学部等の運営に学外からのさまざまな意見を反映させる仕組みを検討する。</li> </ul>

	<p>内部監査機能の充実にに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査部門を設置して定期的に業務監査を行う等，内部監査機能の充実を図る。</li> </ul> <p>国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学運営の効率化を図るため，国立大学間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて，自主的な連携・協力体制の整備充実を図る。</li> </ul>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究の進展や社会的要請等に適切に対応し，教育研究の高度化を図る視点から大学院に重点をおいた大学を目指すとともに既存学部等の在り方について検討する。</li> </ul>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究組織の見直しについては，教育研究評議会・経営協議会等で検討し，役員会の議を経る。</li> </ul> <p>教育研究組織の見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医歯薬学総合研究科，生産科学研究科，経済学研究科への再編に伴い，研究科の基礎となる学部の再編，統合について検討する。また，教育学部は，教員養成学部として特化する。</li> <li>・学内共同教育研究施設等は，組織の見直しを進めるとともに，その役割を見据え再編・統合を進める。</li> </ul>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価システムの整備，活用を図るとともに柔軟で多様な人事制度の構築に努める。また，人事の流動性の向上に努めるとともに適切な人員管理を図る。</li> </ul>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の個人評価システムを充実させるとともに，事務職員等の評価システムを構築する。</li> <li>・個人評価の結果に基づく教職員に対するインセンティブの内容等を決定するシステムを整備する。</li> </ul> <p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部資金等を活用した教職員の採用も含めて多様な採用形態について検討するとともに，社会のニーズに柔軟に対応できる勤務時間，兼職・兼業等のあり方について検討し，柔軟で多様な人事制度の構築を図る。</li> </ul> <p>任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募制を充実させる。</li> <li>・すでに任期制を実施している部局等においては，引き続きその運用のあり方について検討する。その他の部局等においては任期付き教員の採用・任期制の導入の必要性とそのための条件の検討を行い，必要な部局等は導入する。</li> <li>・民間，私立大学との人事交流を容易にする人事制度の整備に取り組む。</li> </ul> <p>外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人教員の採用を容易にする環境を整えるとともに、職種に応じて広く世界から優れた人材を採用する。</li> <li>・女性の働きやすい環境を整備し、女性教職員を積極的に採用するとともに障害者の教職員の採用を促進する。</li> </ul> <p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。</li> <li>・事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度の充実を図る。</li> <li>・人事交流については、職員の資質向上を図るため、国立大学法人等間と連携して計画的な人事交流制度を構築する。</li> </ul> <p>中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究の専門性や社会のニーズに対応して、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みを構築するとともに、適正な事務組織の再編を行い、全体的な人件費を適切に管理する。</li> </ul>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学運営を円滑に推進できるよう事務組織全般にわたり業務を精査するとともに、教育研究組織と連携して事務組織の見直しを行う。</li> </ul>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化や新たなニーズに適切に対応できるような、また、大学運営の企画立案等に参画できるような事務組織の構築を図る視点から、必要に応じ見直しを行う。</li> <li>・学生の支援に関する事務について、組織の改善・充実を図る。</li> </ul> <p>複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。</li> </ul> <p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な業務を精選するとともにアウトソーシング可能な業務については、民間委託を進め、業務の効率的な運用を行う。</li> </ul>
<p>財務内容の改善に関する目標</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学研究費補助金・各種民間研究助成金などの外部資金の獲得に努めるとともに、収入を伴う事業の拡充を図る。</li> </ul>	<p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を推進させ、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。</li> <li>・科学研究費補助金の応募率と採択率の向上を目指す。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生，研究生，産学連携のパートナー，地域の個人・企業など，広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化し，長崎大学を支援する組織の構築を図る。</li> <li>・その他の外部資金についての情報収集に努めるとともに積極的に応募する。</li> </ul> <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の効果的な運用を図り，学会等外部への積極的な貸し出しを行う。</li> <li>・知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。</li> </ul>
2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の合理化，効率的な施設運営等を進めることにより，管理的経費の節減を図る。</li> </ul>	<p>管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ，運営費交付金を充当して行う業務については，業務の効率化を進める。ただし，新規に追加される業務，拡充業務分等は対象としない。</li> <li>情報のデータベース化と既存書類の電子化を行い，ペーパーレス化を推進する。</li> <li>業務の見直し及び効率化により，光熱水料等管理費の低減を図る。</li> </ul>
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地，施設等を効率的に運用し，資産の運用管理の改善を図る。</li> </ul>	<p>資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狭隘なスペースにあって，その土地の有効活用を図るとともに既存施設の利用状況等を把握し，オープンラボ等共通スペースを確保するなどその有効利用に努める。</li> </ul>
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
<p>自己点検・評価の実施の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織等評価及び個人評価を定期的を実施し，その結果を公表するとともに，指摘された問題点については改善に要する一定の期間を設け，その達成状況を確認して結果を公表する。</li> <li>なお，必要に応じ外部評価を実施する。</li> </ul>	<p>自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学的評価委員会である「長崎大学組織等評価委員会」と「長崎大学個人評価委員会」の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。</li> <li>・各部局においては全学的評価委員会との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備・充実を図る。</li> </ul> <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織等評価の結果を適切な方法で公表する。また改善項目及び改善方策について，一定の期間を設け，その達成状況を確認し，その結果を更に公表する等して実効性を担保する。</li> <li>・教員の個人評価の結果については，全学的見地から総合的に分析し，その分析結果を公表する。</li> <li>また，評価結果に基づいて学部等は適切な措置・指導助言を行う。</li> </ul> <p>外部評価等</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検・評価に当たっては、国立大学評価委員会による評価のほか、J A B E E 評価等、外部の機関、有識者による評価を必要に応じて実施する。</li> </ul>
2 情報公開等の推進に関する目標	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
<p>教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究，社会貢献など，諸活動に対する自己評価や第三者評価の結果を含め大学が有する各種情報を積極的に社会に公表する。特に学術情報については，そのデータベース化を図る。</li> </ul>	<p>大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学の有する情報を広報誌等紙媒体の他，速報性をもって積極的に社会に公開するための電子情報化を図る。その際英語版の充実や中国語版等の開設を目指す。</li> <li>情報公開に当たっては，個人情報等の適正管理を図りつつ，社会の求めに応じて適切に提供する。</li> </ul> <p>学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外に学術情報を発信するため，各分野にわたる既存の学術情報を整理するとともに，国際共同研究を推進していく過程等で得られた学術情報を国際的に活用できるよう附属図書館を中心に学内組織を整備し，データベースを構築する。</li> </ul>
その他業務運営に関する重要目標	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
1 施設設備の整備・活用等に関する目標	1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究の活性化や学生支援，社会貢献及び国際交流の充実・強化に資するため，計画的な施設設備の整備を行う。</li> <li>施設全体を効率的に活用するとともに，施設の維持管理，敷地の有効活用に関する管理等を効率的に行う。</li> </ul>	<p>施設等の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化・狭隘化を解消し，教育研究の活性化を図るため，施設整備計画を策定し，既存施設の有効利用を図りつつ，施設の新増築や大規模改修を計画的に実施するとともに，再配置についても検討する。</li> <li>施設等の整備に当たっては，一層のバリアフリーを進める。</li> </ul> <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設データベースを活用して既存施設の利用状況等を把握し，大学全体の視点に立った有効活用を促進する。</li> <li>施設を長期にわたり安全性・信頼性を確保し，活用するため，定期的な施設の巡回点検を実施し，適切な維持管理と予防的保全等を行う。</li> <li>緑化保全を図り，美しいキャンパスづくりを推進するとともに教職員・学生の構内環境美化に対する意識の向上を図る。</li> </ul>
2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会と一体化した大学となるために，環境マネジメントシステムの構築ならびに安全管理体制の確立を目指すとともに，意識改革の改善を図る。</li> </ul>	<p>労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会と一体化した大学となるために，I S O 1 4 0 0 1 の取得，環境マネジメントシステム及び労働安全衛生マネジメントシステムの構築並びに安全管理体制の確立を目指す。</li> <li>大学における労働安全体制の整備を図り，定期的な教職員に対する安全教育，安全衛生管理を徹底する。</li> <li>産業保健スタッフを配置し，教職員の健康管理と健康増進に努める。</li> </ul>

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・災害発生時の対応を含めた安全の手引きを作成し，オリエンテーション等において安全・衛生管理を徹底する。
- ・附属学校の幼児，児童，生徒の安全を確保するため，万全の対策を講じる。

核燃料物質，R I 及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質，R I ，毒劇物及び病原体等の管理体制を確立し，使用状況等を各年度検証するとともに，化学物質の移動・登録に関する「P R T R 法」への対応を行う。
- ・全学の放射線施設の放射線取扱主任者によって構成する協議会を作り，全学の放射線施設の放射線安全管理の調査及び改善・充実に努める。

中期目標	中期計画
別表(学部,研究科等) 学部 教育学部 経済学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 環境科学部 水産学部  研究科 教育学研究科 経済学研究科 生産科学研究科 医歯薬学総合研究科  附置研究所 熱帯医学研究所  併設短期大学部 医療技術短期大学部	別表(収容定員)  平成16年度 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 720人) 経済学部 1,690人 (うち夜間主コース 240人) 医学部 922人 (うち医師養成に係る分野 590人) 歯学部 335人 (うち歯科医師養成に係る分野 335人) 薬学部 320人 工学部 1,640人 環境科学部 580人 水産学部 440人  教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 経済学研究科 33人 うち博士前期課程 30人 博士後期課程 3人 生産科学研究科 546人 うち博士前期課程 410人 博士後期課程 136人 医歯薬学総合研究科 591人 うち博士課程 416人 博士前期課程 106人 博士後期課程 69人  医療技術短期大学部専攻科助産学特別専攻 20人  平成17年度 教育学部 960人

(うち教員養成に係る分野 720人)  
 経済学部 1,690人  
 (うち夜間主コース 240人)  
 医学部 1,042人  
 (うち医師養成に係る分野 590人)  
 歯学部 330人  
 (うち歯科医師養成に係る分野 330人)  
 薬学部 320人  
 工学部 1,640人  
 環境科学部 580人  
 水産学部 440人

教育学研究科 76人  
 (うち修士課程 76人)  
 経済学研究科 36人  
 うち博士前期課程 30人  
 博士後期課程 6人  
 生産科学研究科 550人  
 うち博士前期課程 410人  
 博士後期課程 140人  
 医歯薬学総合研究科 615人  
 うち博士課程 440人  
 博士前期課程 106人  
 博士後期課程 69人

平成18年度  
 教育学部 960人  
 (うち教員養成に係る分野 720人)  
 経済学部 1,690人  
 (うち夜間主コース 240人)  
 医学部 1,042人  
 (うち医師養成に係る分野 590人)  
 歯学部 325人  
 (うち歯科医師養成に係る分野 325人)  
 薬学部 320人  
 工学部 1,640人

環境科学部 580人  
水産学部 440人

教育学研究科 76人  
(うち修士課程 76人)  
経済学研究科 39人  
うち博士前期課程 30人  
博士後期課程 9人  
生産科学研究科 554人  
うち博士前期課程 410人  
博士後期課程 144人  
医歯薬学総合研究科 619人  
うち博士課程 444人  
博士前期課程 106人  
博士後期課程 69人

平成19年度

教育学部 960人  
(うち教員養成に係る分野 720人)  
経済学部 1,690人  
(うち夜間主コース 240人)  
医学部 1,042人  
(うち医師養成に係る分野 590人)  
歯学部 320人  
(うち歯科医師養成に係る分野 320人)  
薬学部 320人  
工学部 1,640人  
環境科学部 580人  
水産学部 440人

教育学研究科 76人  
(うち修士課程 76人)  
経済学研究科 39人  
うち博士前期課程 30人  
博士後期課程 9人

生産科学研究科 554人  
うち博士前期課程 410人  
博士後期課程 144人  
医歯薬学総合研究科 623人  
うち博士課程 448人  
博士前期課程 106人  
博士後期課程 69人

平成20年度

教育学部 960人  
(うち教員養成に係る分野 720人)  
経済学部 1,690人  
(うち夜間主コース 240人)  
医学部 1,042人  
(うち医師養成に係る分野 590人)  
歯学部 320人  
(うち歯科医師養成に係る分野 320人)  
薬学部 320人  
工学部 1,640人  
環境科学部 580人  
水産学部 440人

教育学研究科 76人  
(うち修士課程 76人)  
経済学研究科 39人  
うち博士前期課程 30人  
博士後期課程 9人  
生産科学研究科 554人  
うち博士前期課程 410人  
博士後期課程 144人  
医歯薬学総合研究科 623人  
うち博士課程 448人  
博士前期課程 106人  
博士後期課程 69人

平成21年度

教育学部	960人
(うち教員養成に係る分野	720人)
経済学部	1,690人
(うち夜間主コース	240人)
医学部	1,042人
(うち医師養成に係る分野	590人)
歯学部	320人
(うち歯科医師養成に係る分野	320人)
薬学部	320人
工学部	1,640人
環境科学部	580人
水産学部	440人
教育学研究科	76人
(うち修士課程	76人)
経済学研究科	39人
うち博士前期課程	30人
博士後期課程	9人
生産科学研究科	554人
うち博士前期課程	410人
博士後期課程	144人
医歯薬学総合研究科	623人
うち博士課程	448人
博士前期課程	106人
博士後期課程	69人